

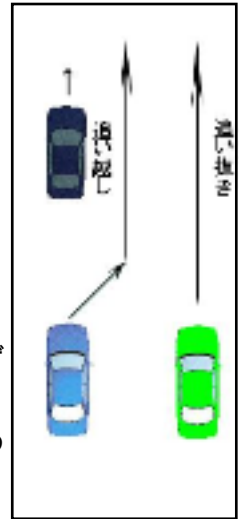
お こ 追越しなど

追越しとは・・・車が「進路を変えて」、進行中の前の車の前方に出ること。

追い抜きとは・・・車が「進路を変えないで」、進行中の前の車の前方に出ること。

つぎの場合は（追い越し禁止場所でなくても）、危険であるから追い越しを始めてはならない。

- a. 前車が、自動車を追い越そうとしているとき。（二重追い越し）
- b. 前車が、右折などのため、右側に進路を変えようとしているとき。
- c. 道路の右側部分に入って追い越しをしようとする場合に、反対方向からの車や路面電車の進行を妨げるようなとき。
- d. 道路の右側部分に入って追い越しをしようとする場合に、前車の進路を妨げなければ道路の左側部分に戻ることができないようなとき。
- e. 後車が、自車を追い越そうとしているとき。



お こ きんし 追い越し禁止場所

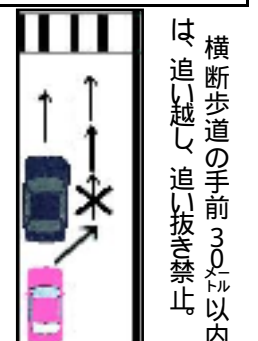
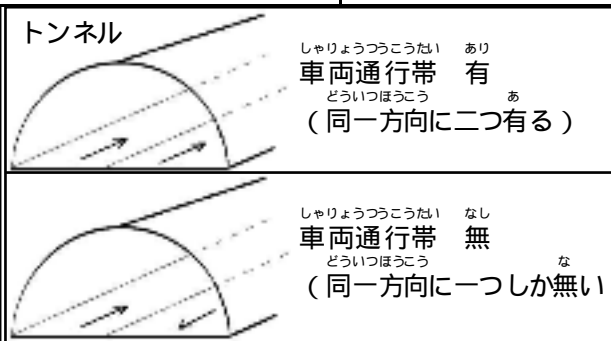
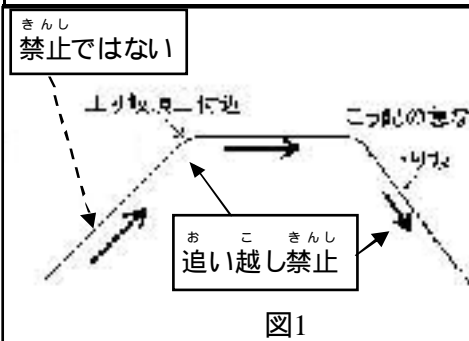
1. 標識、標示で追い越しが禁止されている所
2. 道路のまがりかど付近（P14 図2 参照）
3. 上り坂の頂上付近
4. こう配の急な下り坂
5. トンネル内（車両通行帯がある場合を除く）
6. 交差点と、その手前から30m以内の場所（優先道路を通行している場合を除く）
7. 踏切とその手前から30m以内の場所
8. 横断歩道とその手前から30m以内の場所
9. 自転車横断帯とその手前から30m以内の場所

A

B

Aは、道路の中央線から右側にはみ出さなければ追越しできる。

Bは、いっさいの追い越し・追い抜きはできない。8と9は追い抜き行為も禁止している。



追い越し禁止の場所であっても、自転車などの軽車両は追越しすることができる。

止まっている車の横を通りすぎることは、「追越し」や「追い抜き」にはならない。

車幅と中央線...左側部分の幅が6メートル以上ある道路では、右側部分にはみ出して追越しをしてはいけない。

この場合、中央線が白の実線で示されている。

前の車が、右左折するためや、標識や標示により指定された車両通行帯を通行するためなどで進路を変えようとして合図をしたときは、その車の進路の変更を妨げてはならない。しかし、急ブレーキや急ハンドルでさげなければならぬ場合は、そのまま進行できる。

また、前の車が道路外に出るため道路の左端や中央（一方通行の道路では右端）に寄ろうとして合図をしたときも同じ。